

総合相談支援事業の一部委託について

1 経過・概要

地域包括支援センター（以下「センター」という。）の業務負担軽減を図るため、令和6年度の介護保険制度改正により「総合相談支援事業」の一部を指定居宅介護支援事業者等へ委託ができるようになりました。

一部委託を受けることのできる者については以下のとおりです。

- ・ 指定居宅介護支援事業者
- ・ 老人介護支援センターの設置者
- ・ 一部事務組合又は広域連合を組織する市町村
- ・ 医療法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ その他市町村が適当と認めるもの（地域包括支援センターの設置者を除く）

なお、地域包括支援センター（委託型）の設置者が一部委託を行う際は、あらかじめ運営協議会の意見を聴いたうえで所定の事項を届け出すこととしています。

2 今後の方針（案）

現在、当市においては地域包括支援センター及びブランチ、または在宅介護支援センターにおいて業務が滞りなく行えている現状から、外部へ業務委託を行う意向はありません。

今後、一部委託の必要性が生じた際には運営協議会にてご協議をお願いしたい。

総合相談支援事業の一部委託（介護保険法施行規則の改正）

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○			○

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

○ また、総合相談支援業務について、センターの専門性を活かした効果的な実施等の観点から、居宅介護支援事業所などの地域の拠点のブランチやサブセンターとしての活用を推進することが適当である。総合相談支援業務はセンターが行う根幹の業務であることを踏まえ、質の確保に留意しつつ、センターの業務との一体性を確保した上で市町村からの部分委託等を可能とすることが適当である。

介護保険法 施行規則の改正

- ① 一部委託を受けることのできる者について、指定居宅介護支援事業者のほか老人介護支援センターの設置者などを定める。
- ② 委託型センターが一部委託を行う際は、あらかじめ運営協議会の意見を聴いた上で所定の事項を届け出ることとする。
- ③ 一部委託を受けた者は市町村が定める包括的支援事業の実施方針に従い事業を実施することとなるが、市町村直営型センターが一部委託を行う際の実施方針として示すべき内容を定める。

パターン1. 地域包括支援センター（委託型）の設置者が一部委託をする場合



パターン2. 地域包括支援センター（市町村直営型）が一部委託をする場合

